

デジタル社会における行政手続の本人性の確認
及び真正性の確保等の手法に関するガイドラインについて

2018年5月29日

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室



本ガイドラインは下記2点で構成され、各府省はそれぞれを活用し、デジタル・ガバメント中長期計画を策定

1. デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドライン
2. デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するテクニカルガイドブック(仮)

1. デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」と略す）

1-1 「ガイドライン」の概要

1-2 確認レベル分けと手法一覧

2. デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するテクニカルガイドブック(仮)（以下、「テクニカルガイドブック(仮)」と略す）

2-1 テクニカルガイドブック(仮)の概要

2-2 テクニカルガイドブック(仮)の記載予定事項

1-1. ガイドライン概要

デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドライン」

- 既存の各種手続をデジタル化する際に必要となる本人確認等に対する考え方をまとめたもの。
- 適用対象は、「実印、認印、拇印による押印、記名、署名、公印」
- 各種手続を「厳格」「中間」「簡易」に分類し、確認レベルに合わせた本人確認等の手法を提示し、そのレベルに応じた最適な手法を選択することができる。
(現行の本人確認等の手法を継続実施する場合でも確認レベルの見直しにより、業務改善を図ることが可能)

1-2. 確認レベル分けと手法一覧

現行の本人確認手法と、上記のデジタル確認手法の対応関係は、下表の通り整理される。

確認レベル	現行の本人確認等の手法	デジタルによる本人確認等の手法
厳格	<ul style="list-style-type: none"> ・実印+印鑑証明書 ・自署+実印+印鑑証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子署名方式 ・ID・パスワード等方式(氏名等確認あり)
中間	<ul style="list-style-type: none"> ・実印 ・合意を意思表示するための自署 ・自署+認印 	<ul style="list-style-type: none"> ・ID・パスワード等方式(氏名等の確認なし)
簡易	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・記名+認印 ・記名 ・確認を意思表示するための自署 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子文書、電子メール等への記名 ・クリックボタン ・フォーム入力等 [ID・パスワード等方式は使用可能^{注記}]

→ 手順における本人確認等の必要性の見直し
→ 見直し
→ 見直し

デジタルによる本人確認等ができるまでの間、デジタル以外の本人確認等の手法で実施継続する場合においても、確認レベルの見直しを図る。

その際、手続の窓口において行われている慣習等による取扱いバラツキを廃し、業務の標準化を図り、BPRを推進する。

- ①厳格 : 例えば、生活維持や事業継続に関して深刻な影響をもたらす権利の変更等で、写真付きの身分証による本人確認等が求められるものをいう。
- ②中間的: 例えば、行政手続等で、行政処分後に疑義が生じたときに、手続を行った者に対し、その内容の再確認が求められる場合があるものをいう。
- ③簡易 : 例えば、以下のものをいう。

- (1) 閲覧・縦覧の申請書、施設の利用申込書等であって、その対象が不特定の者のうち、本人を確認する必要のないもの
- (2) 履歴書、住所変更届、廃業届等で、単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの
- (3) 公金の収納等で、記名による記録や一連の流れにより真正性の確保が可能なもの
- (4) 届出等の申請手続で、仮に本人以外が申請した場合でも、本人に不利益が生じることが想定されないもの
- (5) 国と継続的な関係にある者からの届出・報告等で、身分証等を確認しなくても当該本人からのものかどうかについて紛れのないもの
- (6) 受験願書、資格更新の申請等で、当該本人であることの確認が、一連の手続の過程で運転免許証、パスポートを始めとする公的証明書の提示等其他の手段により可能なもの。

2-1. テクニカルガイドブック(仮)の概要

「デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するテクニカルガイドブック(仮)」

- 各種手続のデジタル化を図る際の実施方法、留意事項などをまとめたもの。
- 「電子署名方式」「認証方式」「真正性確保の手法」などを記載。

2-2. テクニカルガイドブック(仮)の記載予定事項

- 各定義の具体的な説明
 - 認証情報、ID・パスワード等方式、複数要素認証
- 具体的な実施方法
 - 電子署名方式の実施方法
 - ID・パスワード等方式(氏名等確認あり)、ID・パスワード等方式(氏名等確認なし)の実施方法
 - 氏名等を確認する方法
 - 認証情報や複数要素認証の確認方法
 - 真正性の確保の実施方法
 - 電子署名方式、受信側による電子署名、タイムスタンプ、本人確認等に資するデジタル記録の保全とその突合等
- 留意事項
 - 電子署名方式を構築する際の留意事項
 - ID・パスワード等方式を構築する際の留意事項
 - ID・パスワード等方式の連携基盤を構築する際の留意事項
- 参考情報
 - 確認レベルの検討のためのリスク分析手法(グローバルスタンダード)